

福岡県公報

平成24年10月5日
第3435号

目次

告示(第1687号-第1710号)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○基本測量の実施	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 5
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 7

○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 8
○公有水面埋立ての免許の申請	(港湾課) …………… 8

公 告

○平成24年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課) …………… 9
○平成24年度狩猟免許試験の実施	(畜産課) …………… 10
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 12
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 13
○争議行為の通知	(労働政策課) …………… 16

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課) …………… 16
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活安全総務課) …………… 18

告 示

福岡県告示第1687号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人たんがく
 - (2) 代表者の氏名
樋口 千恵子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市上津1丁目23-10

(4) 定款に記載された目的

この法人は、医療・教育・社会福祉・環境保全・農林に関する事業を行い、県民の健康で明るい豊かな生活の形成、青少年の健全育成と、国土の健全なる発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1688号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年9月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 一心会

(2) 代表者の氏名

坂本 一人

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字中泉1021-3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者及びその家族、並びに地域住民に対して、自立と社会参加、生活支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1689号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字山口3624番6の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、住所及び氏名

筑紫野市大字山口3626番2

荒瀬 敏雄

福岡県告示第1690号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年9月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ケーズデンキ筑後店

(2) 所在地 福岡県筑後市大字前津字大坪153-1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
フジホーム株式会社	福岡県八女郡広川町大字新代1389番地の585

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社九州ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年5月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,972平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側及び西側	194

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北側	24

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	133.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南東側	14.3
建物内南東側	14.3
建物内南東側	11.9
合計	40.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社九州ケーブデンキ	午前10時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 店舗敷地北側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後5時

福岡県告示第1691号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
南筑後	一般国道	385号	前	柳川市東蒲池1510番先から 柳川市西蒲池1296番1先まで	3.7 ～ 13.9	1,109.8
			前	柳川市三橋町柳河846番1先から 柳川市西蒲池1296番1先まで	15.0 ～ 43.0	1,716.0
			後	柳川市東蒲池1510番先から 柳川市西蒲池1296番1先まで	3.7 ～ 13.9	1,109.8
			後	柳川市三橋町柳河846番1先から 柳川市西蒲池1296番1先まで	15.0 ～ 43.0	1,716.0

福岡県告示第1692号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	385号	柳川市西蒲池768番2先から 柳川市西蒲池882番1先まで

福岡県告示第1693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町東隈上72番16先から うきは市浮羽町東隈上72番13先まで	8.8 ～ 8.9	12.0
			後	うきは市浮羽町東隈上72番16先から うきは市浮羽町東隈上72番13先まで	10.9 ～ 10.9	

福岡県告示第1694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	一般国道	322号	前	三井郡大刀洗町大字本郷471番1先から 三井郡大刀洗町大字本郷500番先まで	6.6 ～ 9.0	167.0
			後	三井郡大刀洗町大字本郷471番1先から 三井郡大刀洗町大字本郷500番先まで	6.8 ～ 19.8	

福岡県告示第1695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	322号	三井郡大刀洗町大字本郷471番1先から 三井郡大刀洗町大字本郷500番先まで

福岡県告示第1696号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年9月5日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人誠愛学園
 - 代表者の氏名
那須 誠一
 - 主たる事務所の所在地
福岡県春日市日の出町2丁目73番地1日の出町団地2棟303号
 - 定款に記載された目的
この法人は、障害者とその周辺の人々に対して、物理的、精神的、経済的な自立生活への支援や環境整備に関する事業を行い、障害者と健常者の積極的交流を進めるとともに、両者間の物理的、精神的な障壁を取り除いて、バリアフリーな文化と市場を創造し、地域福祉の進化、発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1697号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年9月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人 国際交流支援ネットワーク
 - 代表者の氏名
白岩 和幸
 - 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市通町6番23号栄電舎ビル4F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、人道支援と国際貢献を行うことに対して、生活基盤整備や教育施設改善に関する事業を行い、主に再生可能なエネルギー等を中心とした経済基盤拡充を通じて、人々の交流と相互理解を促進する。また、社会的に困難な状況にある人々の自立のための支援や国境を越えた人々の連帯をはかることに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1698号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
基本測量（土地条件調査）
- 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
糸島市全域	平成24年9月4日から 平成25年1月24日まで

福岡県告示第1699号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、広川町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
広川町全域	平成24年8月20日から 平成24年12月21日まで

福岡県告示第1700号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区の一部	平成24年8月23日から 平成24年10月28日まで

福岡県告示第1701号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成24年9月1日から 平成25年1月31日まで

福岡県告示第1702号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、春日市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
春日市内	平成24年9月13日から 平成24年10月31日まで

福岡県告示第1703号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字塩屋外	平成24年9月5日から 平成25年2月28日まで

福岡県告示第1704号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（1級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区高野地内	平成24年9月10日から 平成24年9月30日まで

福岡県告示第1705号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区大字垣見外	平成24年9月18日から 平成24年12月25日まで

福岡県告示第1706号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区大字垣見外	平成24年9月18日から 平成24年12月25日まで

福岡県告示第1707号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成24年8月17日

福岡県告示第1708号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区大字枝光、北九州市戸畑区牧山	平成24年8月6日

福岡県告示第1709号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、水巻町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡水巻町牟田地内他	平成24年8月17日

福岡県告示第1710号

公有水面埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、その事件の要領を次のように告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を、平成24年10月5日から同年10月25日までの間、福岡県県土整備部港湾課及び京築県土整備事務所において公衆の縦覧に供する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 出願人

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 小川 洋

福岡市中央区白金二丁目14番6号

2 埋立区域

(1) 位置

福岡県豊前市大字宇島7001番地及び7002番地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域。

①の地点 国土地理院丸尾三等三角点（北緯33度37分31秒8578、東経131度07分12秒8026）から102度54分14秒、1,047.71メートルの地点

②の地点 ①の地点から16度51分19秒、7.21メートルの地点

③の地点 ②の地点から106度51分29秒、48.66メートルの地点

④の地点 ③の地点から39度16分22秒、41.13メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から123度21分54秒、11.63メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から120度45分24秒、8.96メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から117度08分08秒、4.76メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から114度35分40秒、11.09メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から109度03分21秒、8.32メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から107度35分40秒、21.79メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から114度49分20秒、24.12メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から128度33分49秒、19.44メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から151度27分41秒、3.18メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から200度23分11秒、13.91メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から237度36分34秒、13.48メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から286度20分59秒、58.43メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から287度08分11秒、105.67メートルの地点

①の地点 ⑰の地点から290度24分56秒、0.43メートルの地点

(3) 面積

4,747.74平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福岡県豊前市大字宇島7001番地、7002番地及び63-5番地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域。

イの地点 国土地理院丸尾三等三角点（北緯33度37分31秒8578、東経131度07分12秒8026）から102度38分58秒、1,030.90メートルの地点

ロの地点 イの地点から16度33分30秒、10.68メートルの地点

ハの地点 ロの地点から23度05分42秒、9.94メートルの地点

ニの地点 ハの地点から38度34分03秒、5.43メートルの地点

ホの地点 ニの地点から51度04分53秒、3.49メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から63度40分45秒、11.23メートルの地点

トの地点 ヘの地点から67度22分24秒、6.59メートルの地点

チの地点 トの地点から73度16分21秒、9.91メートルの地点

リの地点 チの地点から55度01分19秒、3.70メートルの地点

ヌの地点 リの地点から42度30分41秒、3.63メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から88度40分19秒、13.98メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から135度38分29秒、6.82メートルの地点

ワの地点 ヲの地点から125度34分22秒、20.18メートルの地点

カの地点 ワの地点から122度40分59秒、34.04メートルの地点

ヨの地点 カの地点から115度21分26秒、15.72メートルの地点

タの地点 ヨの地点から107度59分48秒、30.10メートルの地点

レの地点 タの地点から114度49分25秒、24.30メートルの地点

ソの地点 レの地点から128度33分43秒、19.76メートルの地点

ツの地点 ソの地点から151度27分57秒、4.50メートルの地点

ネの地点 ツの地点から200度23分18秒、14.44メートルの地点

ナの地点 ネの地点から237度36分26秒、14.66メートルの地点

ラの地点 ナの地点から286度21分01秒、59.12メートルの地点

ムの地点 ラの地点から287度08分11秒、105.68メートルの地点

ウの地点 ムの地点から298度00分50秒、11.23メートルの地点

イの地点 ウの地点から309度53分31秒、7.06メートルの地点

(3) 面積

8,352.99平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

5 出願年月日

平成24年8月31日

公 告

公告

平成24年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成25年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成25年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成25年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成25年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣

の指定した看護師養成所を卒業した者（平成25年3月までに卒業する見込みの者を
含む。）

- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

平成25年2月15日（金曜日）午後1時30分から午後4時までとする。

なお、試験の説明を午後1時から行う。

(3) 会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号

福岡大学 七隈キャンパス

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所地を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課（以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル

、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成25年1月4日（金曜日）から同月11日（金曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、平成25年1月11日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成25年3月13日（水曜日）午前10時に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

公告

平成24年度狩猟免許試験を次のように実施する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成25年1月20日 (日曜日)	春日市原町三丁目1-7	クローバープラザ (福岡県総合福祉センター 5階 501研修室)	農林水産部 畜産課

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する20歳以上の者で、狩猟者講習の受講資格を有しないもの及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について	午前9時30分～ 午前11時
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時～午後0 時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～ 午後5時

3 受験の申込方法

(1) 受験の希望者は、狩猟免許申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この公告の日から平成25年1月11日までに申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの）を貼った受験票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可に係る同法第7条第1項の許可証の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ア）から（ウ）までに掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア）から（オ）までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）

エ 80円切手を貼った返信用封筒（受験票の送付を受けようとする者に限る。）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

4 注意事項

(1) 試験当日の受付は、午前9時から同9時25分まで行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻に遅れた場合

イ 受験中無断で退席した場合

ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

(3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。

(4) 試験には、受験票及び筆記具を持参すること。

(5) その他詳細については、福岡県農林水産部畜産課鳥獣対策係又は各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課に問い合わせること。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

交通事故管理システム用GPS端末機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ I S O 9000シリーズ及び I S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年10月24日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

交通事故管理システム用GPS端末機器賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の（3）の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年11月14日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA、A
05	02	電気通信機器	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成24年10月5日（金）から平成24年11月13日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成24年11月14日（水）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月15日（木）午後1時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」(契約書に添付)の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract of GPS for a traffic accident

(2) Contract term

January 1,2013 ~ December 31, 2019

(3) Time Limit of Tender

5:45 PM on November 14, 2012

(4) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext 2233)

公告

全国一般労働組合福岡地方本部北九州支部から賃下げ撤回及び労働条件改善の要求に関して、平成24年10月9日以降、その組合員の従事する次の職場(全国社会保険協会連合会健康保険直方中央病院)において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成24年10月5日

福岡県知事 小川 洋

公安委員会

福岡県公安委員会告示第277号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

講習期日	講習時間	講習場所
平成24年12月13日(木)から同年12月21日(金)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

3 受講定員

36名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の

交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成24年11月13日（火）から同年11月15日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明す

る警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書（2級）の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、

事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2日間）に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育セン

ターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第278号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成24年10月5日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成24年12月5日（水）から同年12月7日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

36名

4 受講申込手続等

- (1) 事前（電話）受付期間

平成24年11月12日（月）から同年11月14日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

- (2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

- (3) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (4) 必要書類
機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）
※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (5) 講習受講手数料
38,000円
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (6) 申込方法等
ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記4(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記4(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記4(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。
※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。
ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記4(2)の受講申込手続き期間内（2日間）に受講申込手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。
エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得

ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続き時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続き場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。